

南砺市告示第129号

第9期南砺市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月1日

南砺市長 田中幹夫

## 第9期南砺市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期南砺市高齢者保健福祉計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たり、幅広く関係者の意見等を反映させ、かつ、地域の特性に応じたものとするため、第9期南砺市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 次期計画の策定に関する事項
- (2) 令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期南砺市高齢者保健福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体関係者
- (2) 保健医療福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から次期計画の完成の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面による会議)

第7条 委員長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が会議の招集又は成立が困難と認めるとき。

- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括医療ケア部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。この場合において、第7条第1項中「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(この告示の失効)

3 この告示は、次期計画が完成した日限り、その効力を失う。

## 資料2

### 第9期南砺市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

#### 《 委 員 》

ふく満居宅介護支援事業所 管理者	池田 友子
南砺市ボランティア連絡協議会	石田 清子
南砺市医師会 会長	金子 利朗
南砺市老人クラブ連合会 会長	川口 正城
公募委員	武部 範代
南砺市民生委員児童委員協議会 会長	得能 金市
富山県砺波厚生センター 所長	長瀬 博文
砺波地方介護保険組合 業務課長	長太 一進
公募委員	中山 明美
南砺市社会福祉協議会 会長	中山 繁實
公募委員	幅田 健司
砺波地方居宅介護支援事業者連絡協議会 南砺市代表理事	前川 喜美栄
南砺市地域づくり協議会連合会 会長	松本 久介
南砺市政策参与	山城 清二
南砺市歯科医師会 会長	山本 茂

(五十音順、敬称略)

#### 《 事務局 》

地域包括医療ケア部長	松田 哲也
地域包括医療ケア部次長・健康課長	水上 武司
地域包括医療ケア部次長・地域包括ケア課長	大橋 誠
地域包括医療ケア部次長・医療課長	松岩 健志
地域包括医療ケア部福祉課長	上野 真希
地域包括医療ケア部地域包括ケア課長寿介護係長	亀田 明子
地域包括医療ケア部地域包括ケア課主査	齊藤 直樹
地域包括医療ケア部地域包括ケア課地域包括支援センター長	金兵 留美
地域包括医療ケア部地域包括ケア課地域包括支援センター長補佐	竹内 嘉伸

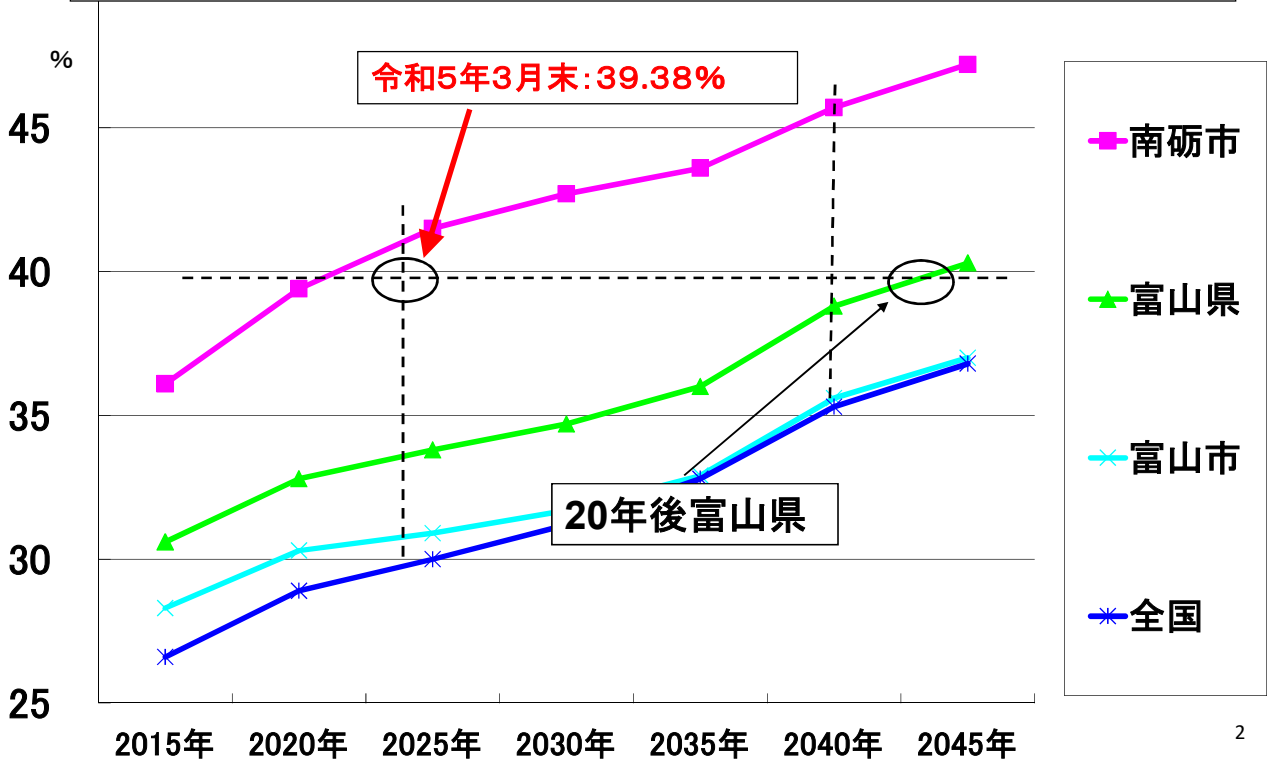
# 南砺市の高齢者を取り巻く現状と第8期計画の進捗状況について

1

## 高齢化率の推計予測(65歳以上比率、%)

国立社会保障・人口問題研究所 市町村別将来推計人口(H30)

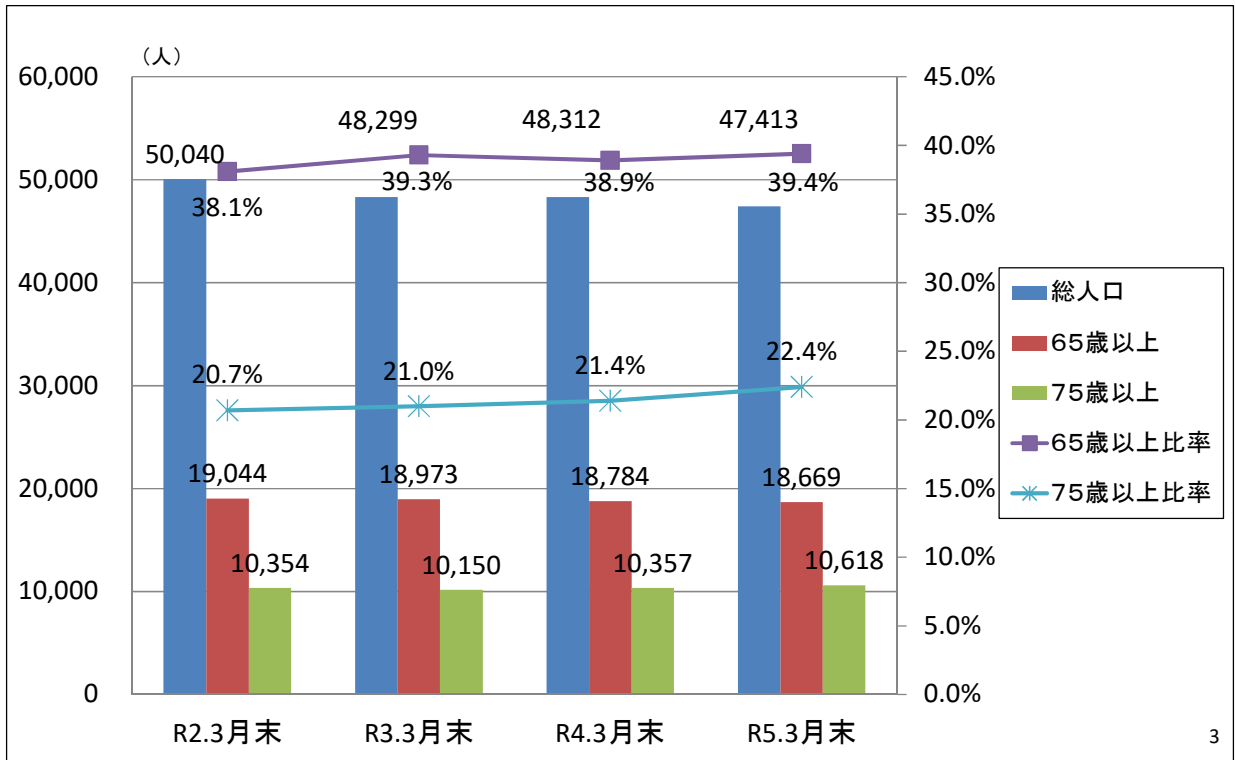
南砺市の高齢化は全国より25年以上、富山県より20年早いペースで進行している。



2

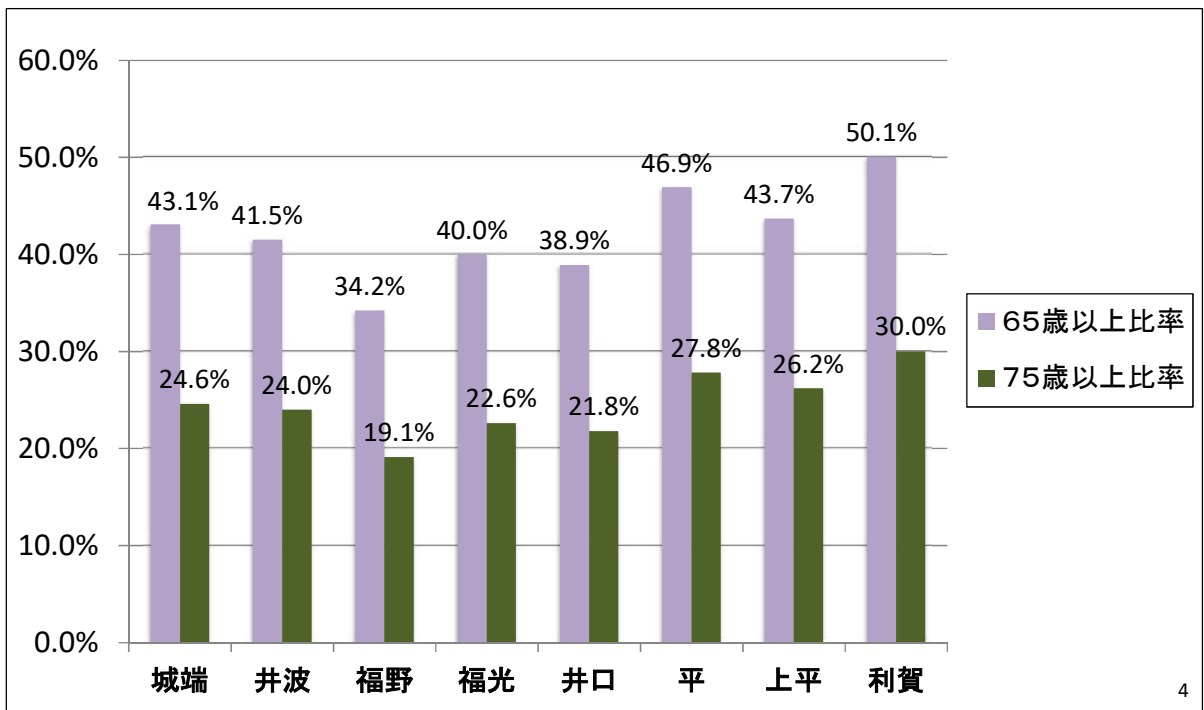
# 南砺市の高齢者数・高齢化率の推移

南砺市では、75歳以上高齢者の微増と人口減少が進行している。



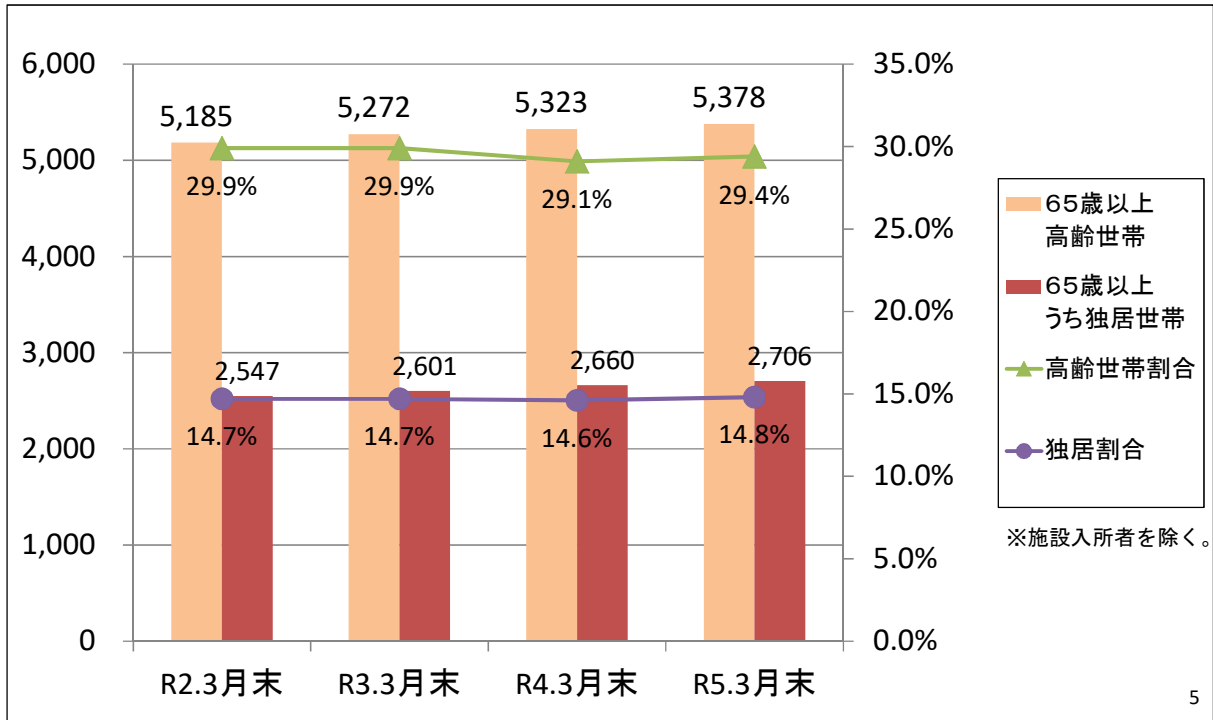
# 南砺市内の地域別の高齢化率の状況（令和5年3月）

高齢化率を旧8町村ごとに見ると、五箇3村と城端地域が高い。



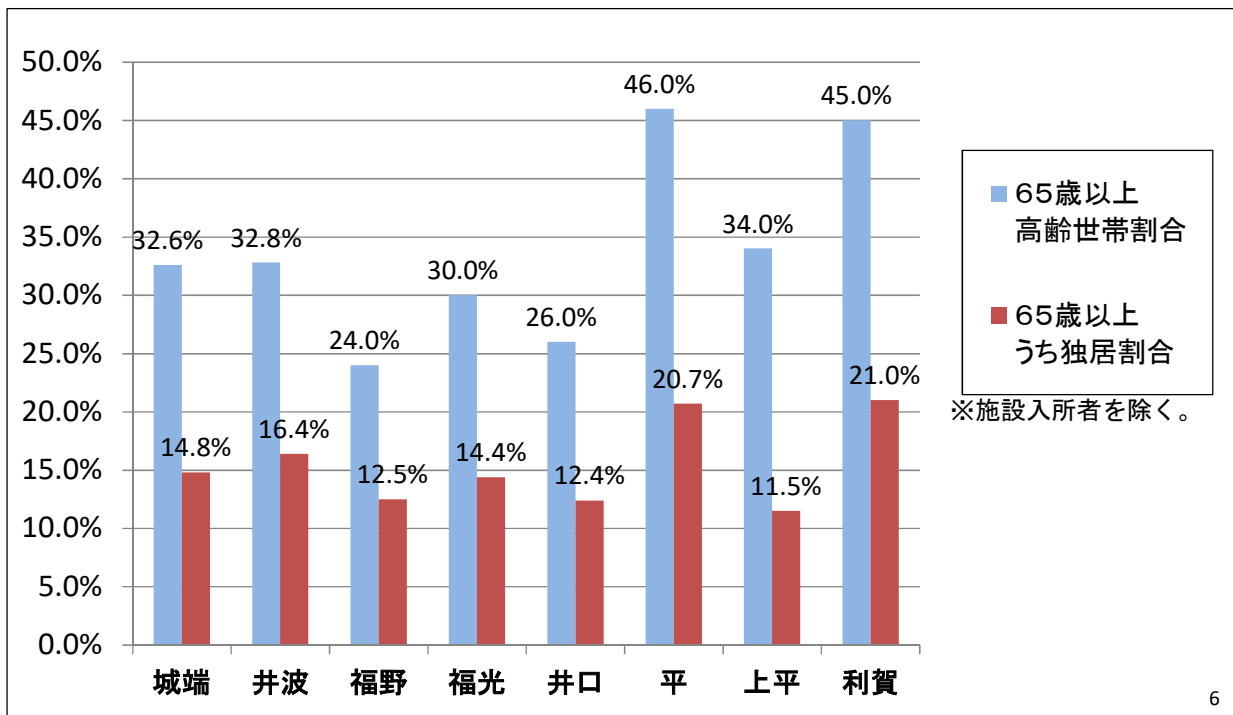
# 南砺市の高齢世帯の状況

高齢化に伴って、高齢者のみ世帯、高齢独居世帯も増えている。



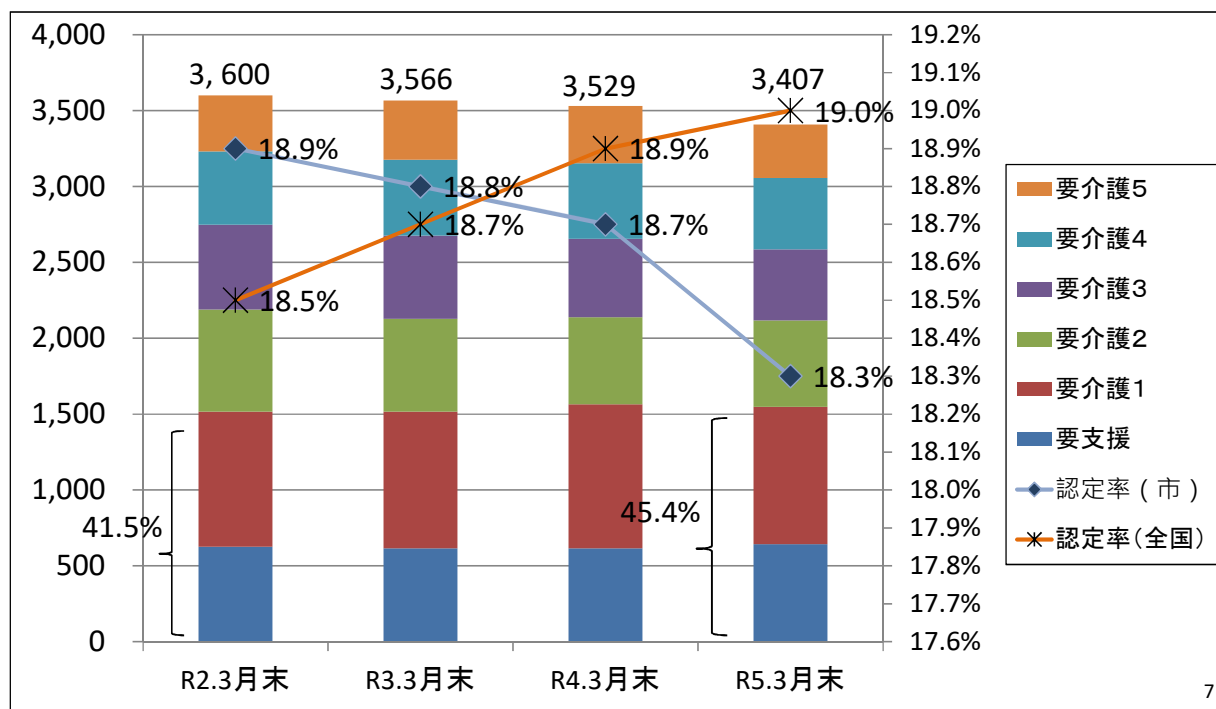
# 南砺市内の地域別の高齢世帯の状況（令和5年3月）

高齢世帯の割合を旧8町村ごとに見ると、利賀と平地域が高い。



## 南砺市の要介護認定者数等の推移

要介護・要支援認定者は、令和3年度から全国よりも低い傾向にある。また、軽度者の占める割合が少し高くなってきている。



## 【第8期計画の進捗状況:重点事項①】

### 地域共生社会の実現に向けた全世代型包括的支援体制の構築

#### ○目標値

##### ボランティア登録者数

目標 R2 1,973人 → R5 2,050人

現状 R2 1,973人 → R5 1,908人

##### 地域での福祉分野のボランティア活動に参加する市民の割合(市民意識調査)

目標 R2 8.9% → R5 9.2%

現状 R2 8.9% → R5 6.5%



## 【第8期計画の進捗状況：重点事項②】

地域包括支援センターの機能強化と  
地域包括ケアセンターを核とした連携体制の構築

### ○目標値

健康寿命の延伸

目標 R1 男性 80.08歳 → R5 80.34歳

女性 84.18歳 → R5 84.48歳

現状 R1 男性 80.08歳 → R3 80.15歳

女性 84.18歳 → R3 84.63歳(達成)

地域ケア会議開催回数

(地域ケア個別会議+地域ケア推進会議)

目標 R2 17回 → R5 24回

現状 R2 17回 → R5 20回

9

## 【第8期計画の進捗状況：重点事項③】

QOLの向上や自立支援を目指すため、  
介護予防・認知症施策の推進

### ○目標値

要支援・要介護認定率上昇の抑制

目標 R1.9末 18.9% → R5.9末 19.0%

現状 R1.9末 18.9% → R5.9末 18.5%

チームオレンジのチーム数

目標 R2 0チーム → R5 1チーム

現状 R2 0チーム → R4 0チーム

10

## 【第8期計画の進捗状況:重点事項④】

### 地域での支えあいの強化と高齢者の社会参加の促進

#### ○目標値

#### 地縁組織等による介護事業所数

目標 R2 36箇所 → R5 64箇所

内訳	A型	2箇所	→	3箇所
	B型	9箇所	→	11箇所
	週1サロン	25箇所	→	50箇所

現状 R2 36箇所 → R4 39箇所

内訳	A型	2箇所	→	2箇所
	B型	9箇所	→	<u>11箇所</u>
	週1サロン	25箇所	→	26箇所

# 南砺市高齢者保健福祉計画について

## 1 計画の趣旨

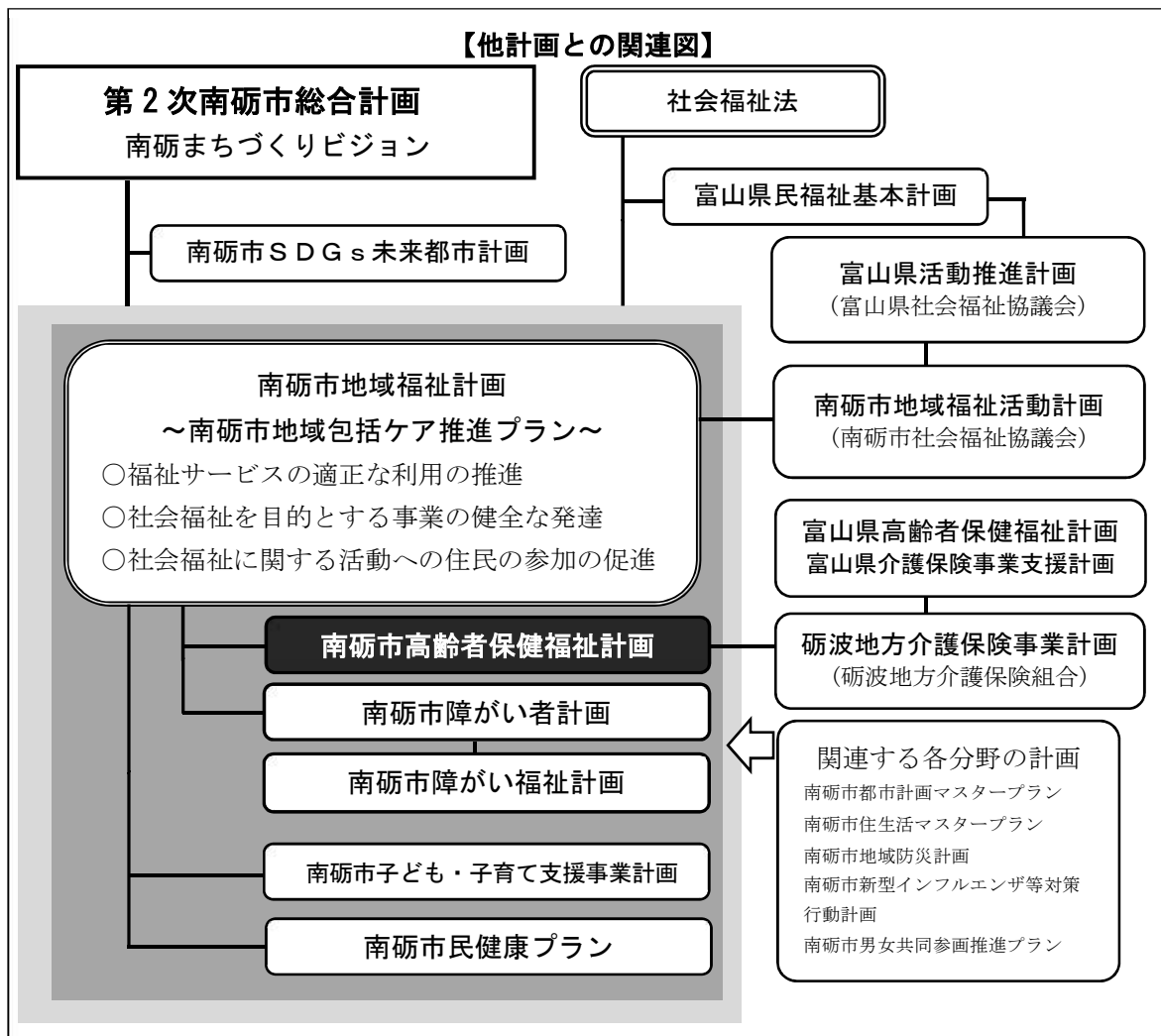
高齢者保健福祉計画は、高齢者が安心して暮らせるよう、必要なサービスを確保するための方針を定めるもので、老人福祉法に基づく老人福祉計画に該当するものです。

前回策定した「第8期南砺市高齢者保健福祉計画」(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)(以下「前計画」と略称します。)を高齢者の実態や社会動向に合わせて見直しを行います。

また、「南砺市総合計画」を上位計画とし、高齢者全般に係る施策を総合的に展開し、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指すとともに、南砺市地域包括ケアシステムの基本計画を示す「南砺市地域福祉計画」を踏まえ、砺波地方介護保険組合が策定する「砺波地方介護保険事業計画」や、富山県が策定する「富山県高齢者保健福祉計画」及び高齢者保健福祉に関連する国、県並びに市で定める各種計画との整合性を保つものとします。

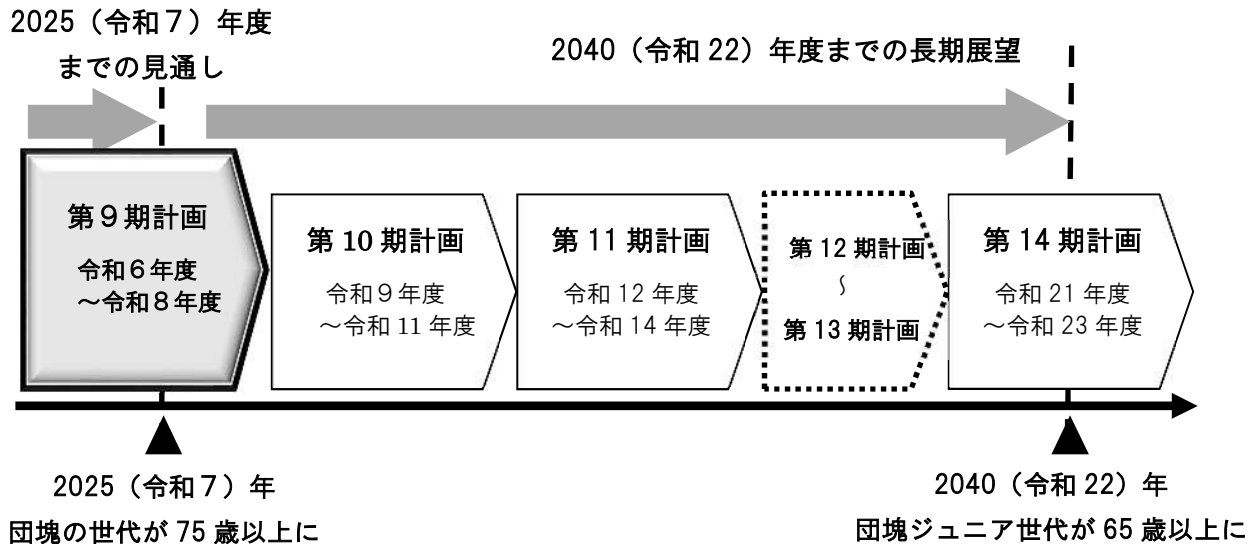
## 2 計画の位置づけ

本計画は南砺市総合計画を最上位計画として、福祉関連計画の上位計画である地域福祉計画のもと、保健福祉に関する本市の計画や国・富山県が実施する計画と整合をとりながら策定します。

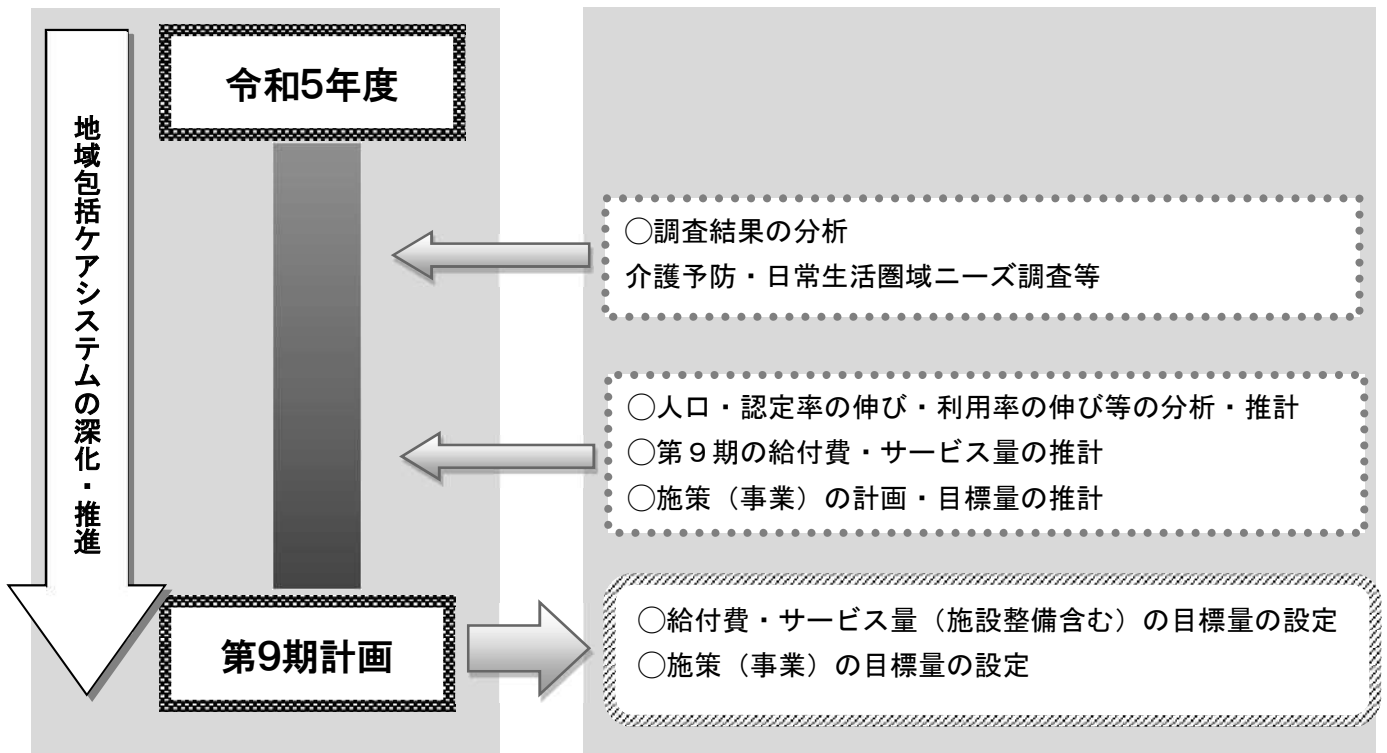


### 3 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度を初年度とし、2026（令和8）年度を目標年度とする3か年計画とします。なお、本計画は地域包括ケアシステムを推進するため、2025（令和7）年度を見据え、前計画を踏襲しつつ、高齢者のあるべき姿を実現していく長期計画として策定します。



### 4 第9期計画検討イメージ



## 5 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する基本的な考え方 ～国の指針（案）～

### (1) 第9期介護保険事業計画策定に向けて

第9期計画（令和6年度～8年度）期間中においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることになる。75歳以上人口は2025年（令和7年）まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれる。一方で生産年齢人口は減少していくことが見込まれている。長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化や介護人材の確保を図るための具体的な取組内容や目標を計画に定めていく。また、高齢者世帯や85歳以上の人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等が増加していることから、医療・介護の連携を強化していく。

### (2) 基本指針（案）における基本的な考え方

#### ① 介護サービス基盤の計画的な整備

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、整備を図っていくことが求められる。具体的には、それらの年度における推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、2040年を見据えた第9期計画の位置づけを明らかにし、また、具体的な取組内容や目標を計画に位置付ける。

居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する。

※地域の実情に応じたサービス基盤の整備

※在宅サービスの充実（複合的な在宅サービスの整備、在宅療養支援の充実）

#### ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する。

地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な組織支援等を担う体制を強化する。

認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める。

デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備していく。

※地域共生社会の実現

※医療・介護情報基盤を整備

### ③ 地域ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

介護人材の確保についての取組方針等を記載する。都道府県と市町村とが連携しながら進める。また、総合事業等の担い手の確保や介護現場の業務改善や文書量削減、介護ロボット・ICTの活用など、業務の効率化に向けた取組を強化していく。

※介護人材の確保（人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備）

## 第9期基本指針において記載を充実する事項(案)

### (1)介護サービス基盤の計画的な整備

- ①今後の高齢者の増減について関係者と共有し、介護サービス基盤整備のあり方を議論し、既存施設や事業所の今後のあり方も含めて検討する
- ②住民の加齢により医療及び介護の効率的かつ効果的な提供が重要になることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を計画的に定めるよう努める
- ③在宅の要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及を図る
- ④地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をする
- ⑤訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図る。そのため、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行う

### (2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①総合事業の充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組む
- ②総合事業の多様なサービス等において、地域住民の主体的な参画を促進していく
- ③総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、それぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設ける
- ④地域リハビリテーション支援を推進するため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行う
- ⑤家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組を行うとともに、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図る
- ⑥以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等
  - ・居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象を拡大及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務による一定の関与を図る
  - ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点を活用したセンター業務の体制整備を推進
- ⑦重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑧国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進
- ⑨PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組む。また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として対応

- ⑩今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれるため、住まいの確保
- ⑪自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を市町村が実施主体となって整備し、活用促進を図る
- ⑫保険者機能の強化として、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### **(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**

- ①ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組む
- ②ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進
- ③介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、離職防止、外国人材の受入環境整備
- ④都道府県主導の下で生産性向上に資する支援・施策を推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ⑤介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくため、指定申請や報酬請求等に係る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて取り組む
- ⑥介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進
- ⑦高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備

「いきいき ほっと プラン～第9期南砺市高齢者保健福祉計画～」の体系図骨子案

第8期 基本理念 南砺市の「5つのまちづくり規範」		第9期 基本的な考え方や取組みはこれまでのものを継続するため、基本理念・基本指針は継承する	
重点 施策	1 地域共生社会の実現に向けた全世代包括的支援体制の構築 2 地域包括ケアセンター内の連携体制の推進 3 QOLの向上や自立支援を目指すため、介護予防・認知症施策の推進 4 地域での支えあいの強化と高齢者の社会参加の促進	重点施策は、国の指針、市の方向性、調査結果等に合わせて設定する	
基本方針1	包括的支援体制の構築		
	1. 断らない相談支援体制の構築	「包括的な相談支援体制の構築」に変更する	
	2. 参加支援体制機能の構築		
基本方針2	介護サービス基盤整備の充実		
	1. 日常生活圏域の設定		
	2. 居宅・地域密着型サービス		
	3. 施設・地域密着型サービス		
	4. 地域包括支援センター等の機能強化	地域包括支援センターの体制充実や柔軟な職員配置について、必要に応じて記載する 要支援者のケアマネジメントを居宅介護事業所(指定が必要)でも対応できるようになったことを勘案し、必要に応じ支援等の方針を記載する	
	5. 介護保険給付対象外サービス		
基本方針3	介護予防・健康づくりの推進		
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	これまで以上に総合事業の充実化が必要であり、住民の主体的な参画を促進することを記載する	
	(1)介護予防・日常生活支援サービス事業		
	①訪問型サービス		
	②通所型サービス		
	③その他の生活支援サービス		
	④介護予防ケアマネジメント		
	(2)一般介護予防事業		
	①介護予防把握事業		
	②介護予防普及啓発事業		
	③地域介護予防活動支援事業		
	④地域リハビリテーション活動支援事業	医療関係者等の関係団体と連携しながら、リハビリテーションの普及を図ることを記載する	
	(3)南砺市型「生活支援体制整備事業」の実施(詳細は指針4で記述)		
	(4)包括的支援事業		
	①「地域ケア個別会議」の実施		
	②総合相談支援事業	高齢者虐待防止に向け、進捗管理を含めた計画的な対策について記載する 養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として記載する	
	③権利擁護事業		
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
	(5)任意事業		
	①権利擁護制度利用支援事業(ア、成年後見制度利用支援事業、イ、日常生活自立支援事業)		
	②家族介護教室		
	③家族介護支援事業(ア、介護用品の支給、イ、家族介護者交流(元気回復)事業、ウ、徘徊高齢者家族支援事業、エ、食の自立支援事業)		
	④生活管理指導事業(ア、生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)、イ、シルバーハウジング生活援助員派遣事業)		
	2. 保健事業と介護予防の一体化	市と後期高齢者医療広域連合等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の充実について記載する	
	(1)健康づくり		
	①健康教育		
	②地域の健康づくり推進(健康づくりボランティアの養成と育成)(ア、ヘルスボランティア養成講座、イ、健康づくり栄養教室、ウ、ヘルスボランティア連絡会、エ、食生活改善推進協議会)		
	(2)健康相談		
	①一般健康相談		
	②こころの健康相談		
	(3)健康診査		
	①特定健康診査		
	②特定保健指導		
	③後期高齢者健康診査		
	(4)がん検診		
	(5)口腔機能の維持・向上		
	(6)その他の検診(結核検診)		
	(7)訪問指導		
	(8)高齢者インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌感染症予防接種		
	3. 生活支援サービス		
	(1)多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供		
	①寝具類等洗濯乾燥消毒事業 ②訪問理美容事業 ③軽度生活援助事業 ④除雪支援事業 ⑤外出支援事業 ⑥高齢者が住みよい住宅改善支援事業 ⑦高齢者ミドルステイ事業		
	(2)ひとり暮らし・高齢者のみ世帯への支援		
	①緊急通報体制整備事業 ②寿入浴券扶助事業		
基本方針4	認知症高齢者支援対策の推進		
	1. 認知症予防についての普及啓発・本人発信支援		
	2. 予防	認知症基本法を勘案し、施策を整理・検討する (認知症基本法に記載のある基本的施策(市町村の取組を抜粋))	
	3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	①認知症の人に関する国民の理解の増進 ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ③認知症の人の社会参加の機会の確保	
	4. 認知症バリアフリーの推進	④認知症の人の意思決定支援・権利利益の保護 ⑤保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備 ⑥相談体制の整備	
	5. 研究開発への協力	⑦認知症の予防 ⑧多様な主体の連携	



基本方針5 地域での支えあい体制の推進		
1. 地域団体の支えあい体制の推進		複合的福祉課題(8050問題、高齢者虐待、ヤングケアラー等)への対応・考え方を記載する
(1)地域住民による「地域支えあい」体制の推進について		
①住民主体による地縁組織の拡大・支援 ②表彰制度の拡充		
(2)地域関係団体との連携		重層的支援体制整備事業(地域福祉計画)との連携。地域福祉計画との整合性を図る
①社会福祉協議会 ②地域づくり協議会 ③民生委員・児童委員 ④地域福祉推進員 ⑤ボランティア		
2. 在宅医療・介護連携体制の推進		
3. 介護体制の整備		
(1)介護人材の確保・育成		ケアマネジャーの確保や外国人人材の活用について記載する
(2)介護者への支援		家族介護者支援として、認知症カフェやケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組とともに、ヤングケアラー支援について記載する
(3)介護離職の防止		
(4)業務効率化の推進		
基本方針6 高齢者の社会参加と生きがいづくり対策の推進		
1. 生きがいづくりの推進		
(1)高齢者生きがい対策事業		
(2)老人クラブ活動支援		
(3)敬老会の開催		
(4)長寿お祝い事業		
(5)老人福祉センターの管理		
(6)生涯学習の推進		
2. 社会参加の推進		
(1)高齢者の就労・雇用機会の拡大		
3. 安全安心な環境の整備		
(1)安全な生活環境の確保		
①防火・防災、感染症拡大防止 ②防犯 ③高齢者の交通安全 ④消費者行政		感染症対策については、平時から関係部局、関係機関と連携した感染症についての対策を記載

## 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

## 1 趣 旨

第9期（令和6年度～令和9年度）の砺波地方介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（各構成市）の策定に活用するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うもの。

## 2 実施主体

砺波地方介護保険組合

## 3 調査協力

砺波市 高齢介護課、小矢部市 健康福祉課、南砺市 地域包括ケア課

## 4 調査対象

圏域内の65歳以上の被保険者（第1号保険者）の約2割、8,400件

(1) 要支援認定者（支援1～2） 4%

(2) 非認定者 96%

※別に「在宅介護実態調査」を実施したため、要介護認定者は対象とせず。

	総人口 (人)	65歳以上 人口(人)	左記の比率 (%)	調査 対象数 (件)	内 訳	
					①要支援 認定者	②非認定者
砺波市	47,236	14,339	32.80	2,800	121	2,679
小矢部市	28,496	10,667	24.40	2,020	88	1,932
南砺市	47,413	18,669	42.70	3,580	144	3,436
計	123,145	43,675	100.00	8,400	353	8,047

総人口及び65歳以上人口は、令和5年3月末現在

## 5 調査方法

無作為抽出により調査票を郵送。記入後、返信用封筒にて調査票を返送。

## 6 調査票

別紙のとおり（55問）

調査項目……国が提示する必須項目、オプション項目、独自項目（話し合いを共有する取組（ACP）、幸福度に係るもの）

## 7 調査期間

5月12日（金） 調査票発送

5月31日（金） 調査票投函期限

7月～ データ入力・集計・分析、ニーズ調査報告書作成

## 8 回収実績

件数 5,827件

回収率 69.4%（第8期 80.1%、第7期 78.3%）

第9期砺波地方介護保険事業計画の策定スケジュール

年	月	日等	組合	計画策定委員会 幹事会	計画策定委員会	推進委員会	国・県	
5	3						全国課長会議（構成案提示）	
	4	10	策定業務委託業者選定	① 現状把握・日程等			国会法案審議	
	5	12	日常生活圏域ニーズ調査票 発送				見える化システムの情報提供	
	6	21	日常生活圏域ニーズ調査票 回収・集計・分析			① 現状把握・日程等		
	7	14	人口推計作業 施設整備計画・把握認定者推計・サービス見込量・地域支援事業等の把握	② 現状把握・ニーズ調査・日程等				
		26			① 現状把握・ニーズ調査・日程等		全国課長会議（文案の提示）	
	8	1	理事会（策定日程等） 計画原案策定作業					
		23	組合議会定例会（策定日程等）					
	9	中旬	サービス見込量、保険料の仮設定					
	10	2		③ ニーズ調査結果と施設整備計画等			県ヒアリング・調整	
		16						
		25				② ニーズ調査結果等の協議		
		下旬					基本方針告示（国）	
	11	20		④ 基本方針・介護サービス量の設定等				
		27			② 基本方針・介護サービス量の設定等			
	12	下旬				③ 事業計画の基本方針等協議		
6	1	10	事業計画素案決定	⑤ 事業計画素案等の協議				
		15			③ 事業計画素案等の協議			
		19	理事会（事業計画案説明）					
	2	14	パブリックコメント 計画最終案決定 組合議会定例会（介護保険事業計画案を報告、介護保険条例一部改正（保険料）提案）			④ 事業計画素案等の協議	介護保険事業支援計画を議会に報告（県）	
	3	中旬	事業計画書の印刷					
	4	1	第9期介護保険事業計画 スタート					

## 第9期南砺市高齢者保健福祉計画策定までのスケジュール(案)

	第9期南砺市高齢者保健福祉計画 【令和6年度～8年度】		第9期砺波地方介護保険事業計画 【令和6年度～8年度】	
	<策定委員会>	<ニーズ調査、計画策定作業等>	<推進委員会>	<ニーズ調査、計画策定作業等>
R5 7月		・「介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査」集計・分析作業  ↓ ・追加調査(電話)		・「介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査」集計・分析 ・施設整備計画把握  ↓
8月				・介護保険事業計画 原案策定作業  ↓
9月				・人口推計・認定者推計・ サービス見込量・保険料 の仮設定・地域支援事業 等の把握  ↓
10月	・第1回策定委員会 (立上げ等)	・高齢者保健福祉計画原案作成 作業	・第2回推進委員会 (ニーズ調査結果等の 協議)	
11月				
12月	・第2回(ニーズ調査結果 報告・計画骨子の協議)		・第3回推進委員会(事 業計画の基本方針等 協議)	
R6 1月	・第3回(計画原案の 協議)	↓ ・原案修正・計画最終案の作成		・計画素案決定
2月	・第4回(予備)	・パブリックコメント	・第4回推進委員会(事 業計画素案等の協議)	・計画案最終決定 ・パブリックコメント
3月		・計画書印刷		・事業計画書印刷

(注1) 計画策定に当たっては、「第9期砺波地方介護保険事業計画」との整合性を図る。

(注2) 進捗は随時、市議会へ報告する。